



# 五島市社会福祉協議会

## 居宅介護事業所（障害ヘルパー）

### ～申込みの流れ～

#### 1 相談

- ・まずは五島市の社会福祉課(障害福祉班、または計画相談支援事業所)に相談します。

#### 2 申請・認定調査

- ・サービスが必要な方は市に申請を行い、生活状況や障害の状態についての調査を受けます。

#### 3 審査・判定

- ・調査結果や医師の意見書をもとに、障害支援区分の審査・判定が行われます。

#### 4 サービス利用計画案の作成

- ・特定相談支援事業者に依頼して、訪問面接を経てサービス等利用計画案を作成します。

#### 5 支給決定・受給者証の交付

- ・市からサービス支給量などの決定通知が届き、受給者証が交付されます。

#### 6 サービス提供事業所と契約・利用開始

- ・受給者証をもとに障害ヘルパー事業所と契約し、サービスの利用が始まります。

### \*\*居宅介護で利用できるサービス内容\*\*

#### ◇サービス区分及びサービス内容

- ① 身体介護（入浴・排泄・食事・着脱・通院介助など）
- ② 家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物など）



#### ◇サービス提供日・時間

- ・年中無休（8:30～17:15）※但し、特別な事情がある場合はその限りではありません。

### 【お問い合わせ】

本 所：五島市木場町414-1, 413-4      ☎72-3396  
富江支所：五島市富江町狩立402-1      ☎86-2150



## ◆◆居宅介護で利用できないサービス内容◆◆

- 利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買い物・布団干し
- 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除
  - ①家族の居室
  - ②日常生活を営むのに支障のないスペース  
(使用していない部屋, 物置部屋, 屋根, 裏部屋等)
  - ③ 家族も利用者と同様に使用するスペース  
(浴室, トイレ, リビング, 台所, 廊下, 玄関等)
 ただし, ③については, 利用者の使用により特段汚れてしまう場合や, 同居家族が高齢・障害がある等特段な事情がある場合で, 支援が必要と判断される場合に一部認められることがあります。
- 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)
- 大そうじ, 窓のガラス拭き, 床のワックスがけ
- 家具・電気器具等の移動, 修繕・模様替え
- 自家用車の洗車, 庭の草むしり, 草木の水やり, 植木の剪定, ペットの世話
- 家屋の修理, ペンキ塗り
- 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 見守りのみ, 留守番, 接客
- 医療行為 (褥瘡の処置等医師の医学的判断及び技術を要する行為)
- 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- 日中活動系サービスや訪問入浴等, 他の福祉サービスを利用している間

## ◆◆利用料 (居宅介護) ◆◆

利用者負担 (1 割分) の料金体制です。

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。 [料金例]

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上30分増すごとに加算	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算

家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円に15分増すごとに350円加算	311円に15分増すごとに35円加算
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円に30分増すごとに690円加算	345円に30分増すごとに69円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分増すごとに850円加算	1,505円に30分増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分増すごとに810円加算	2,184円に30分増すごとに81円加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分増すごとに860円加算	2,834円に30分増すごとに86円加算
20時間以上24時間未満	35,200円に30分増すごとに800円加算	3,520円に30分増すごとに80円加算	
同行援助	30分未満	1,910円	191円
	30分以上1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
	2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
	2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
	3時間以上	6,970円に30分増すごとに660円加算	697円に30分増すごとに66円加算

#### 【利用料の計算】

- ① 1ヶ月の合計単位に地域別加算[15%]を乗じて算定します。
- ② 特定事業所加算Ⅱ[10%]を乗じて算定します。

#### 【処遇改善加算】

- ① 居宅介護・同行援助  
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ[34.7%]を乗じて算定します。
- ③ 重度訪問介護  
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ[27.3%]を乗じて算定します。

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき(1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ・2人派遣の場合は、2倍の料金となります。
- ・早朝・夜間・深夜の訪問は上記料金表と金額が違いますので、サービス提供責任者にお尋ねください。

・時間帯について

早朝・・・ 6:00 ～ 8:00

日中・・・ 8:00 ～ 18:00

夜間・・・ 18:00 ～ 22:00

深夜・・・ 22:00 ～ 6:00

☆ 居宅介護の加算について

【初回加算】 1月につき 200円

【利用者負担上限額管理加算】(月1回を限度) 1回につき 150円

【緊急時対応加算】(月2回を限度) 1回につき 100円

【特別地域加算】 所定単位数の 15%

【特定事業所加算】 所定単位数の 10%